

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）に規定する各種の特別償却（平成17年改正前の租税特別措置法第18条『鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却』に規定する特別償却を除きます。）の適用を受けるときに使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した機械設備等については、これらの制度の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 標題「の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条（特定設備等の特別償却）の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第11条の6（資源再生化設備等の特別償却）の適用を受けるときは「資源再生化設備等」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費の計算」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑮～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～㉑）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得計算上前年から繰り越された特別償却可能額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額（⑤の金額。ただし、措法第10条の2、第10条の3及び第11条に規定する特定の減価償却資産については、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）を記載し、（％）内には、その特別償却率を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4（平成20年改正前の措法第10条の4第1項第6号、平成19年改正前の措法第10条の4第1項第3号、第5号及び第8号に係るものを含む。）、第10条の5、第10条の6、第11条（平成20年改正前の措法第11条第1項に係るものを含む。）、第11条の2、第11条の3、第11条の4（平成20年改正前の措法第11条の4第1項に係るものを含む。）、第11条の5（平成20年改正前の措法第11条の5第1項に係るものを含む。）、平成19年改正前の措法第11条の5、第11条の6、平成20年改正前の措法第11条の6、平成19年改正前の措法第11条の6、第12条（平成19年改正前の措法第12条第1項の表中第二号を含む。）、第12条の2（平成19年改正前の措法第12条の2第1項第2号に係るものを含む。）、第12の3、平成19年改正前の措法第14条第3項、平成19年所法等改正法附則第67条、平成19年所法等改正法附則第70条

の特別償却に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法に規定する各種の特別償却（租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第18条（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）に規定する特別償却を除きます。）の適用を受けるときに使用します。

なお、この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 標題「の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法に規定するいずれの特別償却であるかを、例えば、措法第11条（特定設備等の特別償却）の適用を受けるときは「特定設備等」、措法第11条の6（再商品化設備等の特別償却）の適用を受けるときは「再商品化設備等」などのように記載します。

(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。

(3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年（事業の用に供した年）からの特別償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費の計算」欄の「機械設備等を事業の用に供した年」（⑮～⑰）欄は、機械設備等を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これらの特別償却の適用を受けるときに記載し、「機械設備等を事業の用に供した年の翌年」（⑱～⑲）欄は、機械設備等を事業の用に供した年の翌年の事業所得計算上前年から繰り越された特別償却可能額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、機械設備等の取得価額（⑤の金額。ただし、措法第10条の2、第10条の3及び第11条に規定する特定の減価償却資産については、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額）を記載し、（％）内には、その特別償却率を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の2、第10条の3、第10条の4（平成19年改正前の措法第10条の4第1項第3号、第5号及び第8号に係るものを含む。）、第10条の5、第10条の6、第11条、第11条の2、第11条の3、第11条の4、第11条の5、平成19年改正前の措法第11条の5、第11条の6、平成19年改正前の措法第11条の6、第12条（平成19年改正前の措法第12条第1項の表中第二号を含む。）、第12条の2、平成19年改正前の措法第14条第3項、平成19年所法等改正法附則第67条、第70条